

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（426）」

2. 日時：平成28年9月9日 15時30分～16時50分

3. 場所：原子力規制庁 7階 C会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

小野安全規制管理官、川崎課長補佐、池田安全審査官、小林（貴）安全審査官、櫻井安全審査官、竹田安全審査官、近田安全審査官、照井安全審査官、中原安全審査官、沼田安全審査官、村上安全審査官、宇田川原子力規制専門職、糸賀原子力規制専門員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 部長 他4名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置変更許可申請のうち、原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

- 分析を実施したタスクフォース事務局メンバーの力量管理について、その者を選定した経緯等も踏まえた上で説明すること。
- 「事業者の根本原因分析実施内容を規制当局が評価するガイドライン」との対比については、ガイドラインの趣旨を理解した上で整理し、説明すること。
- 事例分析手法として用いたSAFERについて説明すること。

（2）東京電力ホールディングス株式会社より、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 添付書類五に対する福島第一原子力発電所事故知見取り組みの考え方について